

01 警察庁(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1032	10321010	ぱちんこ店運営に関する風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の改正	風俗適正化法23条(同法第2条第1項第7号営業のぱちんこ屋)では、その営業に関し現金又は有価証券を賞品として提供してはならないと定めています。その為遊技客は遊技終了時に景品に交換するより他の選択肢が無いため、パチンコ店での営業方式が限定されています。今後、日本特有の文化である「ぱちんこ」をより魅力ある施設にすることや、世界に認められる産業に発展させる為にも、遊技終了時に、パチンコ店が「遊技客に貸出した玉・メダルをそれぞれ景品に交換する。」「遊技客が景品と交換する物が無い場合には貸玉金額と同額である玉1個4円、メダル1枚二十円を超えない金額にて貸玉の返却を受ける。」の2種類の選択肢を遊技客が持てる事を認めて頂きたい。	パチンコ店内にアメリカ・ラスベガスのカジノ両替所に類似した、強固な仕様の貸玉返却カウンターを新たに設置し、遊技客が必要に応じて貸玉を自由に景品交換・返却請求が出来よう選択肢を広げる。	パチンコ営業者は、地域の住民に支持され、「安心・安全・快適・感動」な場を提供する。心身ともに健全な娯楽施設としての役割を果たす義務があります。風営法の一部を特区により規制改革する事により、さらなるセキュリティを重視した運営を行い、現在全国各地で起きている「ぱちんこ店」をとりまく環境に対しての、軽犯罪・重大犯罪の抑止につながるものと考えます。	愛知県	株式会社 玉越	「21世紀のパチンコビジネスモデル」 パチンコ営業店による貸玉返却システム 構想	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第29条では、(イ)ぱちんこ遊技機 玉1個につき四円(ロ)回胴式遊技機 メダル1枚につき 二十円を超えないことと定めています。これにより遊技客はパチンコ店でパチンコ遊技機、回胴式遊技機を自由に遊技し、その遊技終了時点で玉・メダルが残った場合に遊技客は景品に交換するより他の選択肢が現在のところありません。今回の提案は遊技終了時にパチンコ店が「遊技客に貸出した玉・メダルをそれぞれ景品に交換する。」「貸玉金額と同額である玉1個4円、メダル1枚二十円を超えない金額にて遊技客より直接返却を受ける。」の2種類の選択肢を遊技客が持てる事を提案いたします。
1033	10331010	レジャー特区	・刑法185条の適用除外(その施設のみ) ・公営競技とは異なる民間主体のカジノ運営に関するルールの創設 ・風俗営業法の営業時間の特別措置 ・風俗営業法の設備等に関する規制の特別措置 ・風俗営業法の遊技料金や遊技機に関する規制の特別措置 ・風俗営業法の現金や有価証券を商品化として提供するのを禁止する特別措置	カジノ・エンターテインメント事業・ショービジネス等の24時間営業	法律で賭博が禁止されているため現状ではカジノ並びにそれにかかる風俗営業法によって昼夜を問わず24時間エンターテインメントを提供する施設が無い。カジノについては第2次募集時に珠洲市、熱海市、鳥羽市などが提案しており、それについて警察庁、法務省、総務省はそれぞれ回答を出しているが、第6次募集のカジノについての提案があった際の警察庁の回答はカジノ立法が検討される場合には警察庁としては治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を述べたいと前向きな姿勢になっている。これら各省庁の対応も踏まえ、上で当社はレジャー特区を提案している。なお、2002年内閣府から沖縄県に「規制改革特区」について政府案としてカジノ事業の事例が示された。当時、本県は基地問題など重要な課題が山積していることから、取組が保留になっていたのを県内経済界や大学教授などが中心となって民間主導で当構想を推進している。法務省の回答中で、「いずれかの省庁がカジノを合法化する法律を立案することになれば協議に応じる用意はある」と述べられていたが、現在外国人誘客のための国策「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を行っている国土交通省が主務省庁となり、本県においては刑法や係る風営法の適用除外を願いたい。	沖縄県	株式会社エンターテインメントワールド沖縄	日本初、カジノも含む総合エンターテインメントリゾートプロジェクト	当社が民間事業者提案となり日本初、カジノも含む総合エンターテインメントリゾートプロジェクトを進めている。沖縄の観光入域客は低料金バックツアー等で数こそ増えているものの、年々観光収入が減少している現状がある。このことはエンターテインメント・アメニティ施設の不備不足が指摘されているからである。計画候補地としては目下、複数の市町村自治体当局と協議を進めている。当構想は内閣府策定の「沖縄振興計画」を踏まえ、国策の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」にも呼応した、民間主導型の沖縄経済振興プロジェクトであり、「特定民間カジノ事業会社」を目指すものである。
1040	10401010	自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱いの緩和	平成16年12月1日から自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱について一定の規制緩和がなされたところであるが、補導パトロール車については、規制緩和の対象には入っていないので、更なる規制緩和を求める。	補導パトロール車にも青色回転灯を装備することにより、さらに、地域の目に触れ、非行の未然防止及び地域の防犯はもたらさる、地域住民への健全育成の意識及び防犯意識の啓発に役立つ。	平成16年12月1日から自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱については、規制緩和の対象には入らない、補導パトロール車については、規制緩和の対象には入らない。	愛媛県	愛媛県新居浜市	補導パトロール車の青色回転灯装備特区	地域の防犯が図られるように、自主防犯パトロール車に使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の規制緩和がなされたが、補導パトロール車においても同様の規制緩和がなされることにより、地域住民への健全育成の意識及び防犯意識の啓発を図る。
1041	10411020	道路交通法第77条第1項の道路の使用の許可の緩和	道路交通法第77条第1項の道路の使用の許可の規定を地域限定で緩和する措置を講じる。	公職選挙法で規定される選挙ポスターの掲示板について、道路交通法第77条第1項の道路の使用の許可の規定を地域限定で緩和する措置を講じる。	現在、国道・県道に選挙ポスター掲示板を設置するためには、各種の申請を行い、許可を受けなければならない。しかしながら、選挙期間が短いことや設置場所数が多いことなどから、本来、交通量が多くの選挙民の目に触れやすい場所に、掲示板を設置できない状況である。	愛媛県	愛媛県新居浜市	選挙掲示板かんたん申請特区	国道・県道に、選挙ポスターの掲示板を設置する場合に限り、道路管理者及び管轄する警察署長と事前に協議を行い、同意を得ることにより申請書の提出を省略することができるようする。
1052	10521010	交通安全活動に使用する地方公共団体所有の「交通安全指導車」に対する道路運送車両法の保安基準の規制緩和	交通安全活動に使用する「交通安全指導車」への常時灯光の色が赤色の灯火を備え付け交通安全啓発時の停車時に限って点灯すること	本来設置の認められていない、赤色灯光を常時搭載し、官民一体となって実施している交通安全啓発時に、赤色灯光を点灯させることにより、通過車両への速度抑止効果が大きい。(条件)交通安全啓発時の停車時に限る。	本町の交通安全運動は官民一体となり職域を超えた関係諸団体との連携のもと、住民手作りの交通安全運動を通じながら意識の高揚と広がりを図るべく活動を展開しています。その中でも「赤色パトカーライト」啓発活動は、通過車両への速度抑止効果として最も効果的な運動として位置づけています。全国、全道、管内の各期交通安全運動期間、他事故抑止特別対策として国道4路線、道道2路線の総延長80kmにおいて、年間延べ25日間に渡り実施しています。この実施にあたり、道路運送車両法に抵触する法的規制を緩和して円滑な実施を図ることで、地域住民が事故のない安全で安心して暮らせる町づくりをします。	北海道	北海道美幌町	きらっと街道パトライト構想	・当町は、町民総意として交通事故の撲滅に努めており、積極的に官民一体と関係諸団体との連携のもと住民手作りの交通安全運動を実施しています。交通安全運動をより効果的に実施するために、警察、地方公共団体更には地域の交通安全推進団体の会員が一体となり、赤色灯を点灯し交通安全の啓発をすることは通過車両の速度抑止効果を大きくし、交通事故及び死亡事故の減少、最終的には交通事故の撲滅になります。

01 警察庁(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1052	10521020	交通安全道に参加する「交通安全推進団体会員」の「自家用車」に対する道路運送車両法の保安基準規制緩和	警察、地方自治体と一体となって実施する交通安全啓発時に限り「交通安全推進団体会員の自家用車」へ、交通安全啓発現場での灯光の色が赤色のワンタッチ式灯火を備え付け停車時に限って点灯すること	本来設置の認められていない、赤色灯光を搭載し、官民一体となって実施している交通安全啓発時に、赤色灯光を点灯させることにより、通過車両への速度抑止効果が大きい。(条件)交通安全啓発時の停車時に限る。	「事項番号1」同様、地域住民の総意で交通事故撲滅に向けた交通安全運動を善意で行っていることから、道路運送車両法に抵触する法的規制を緩和して円滑な交通を図ることで地域住民の事故のない安全で安心して暮らせる町づくりをします。	北海道	北海道美幌町	きらっと街道パトライト構想	・当町は、町民総意として交通事故の撲滅に努めており、積極的に官民一体と関係諸団体との連携のもと住民手作りの交通安全運動を実施しています。交通安全運動をより効果的に実施するために、警察、地方公共団体更には地域の交通安全推進団体の会員が一体となり、赤色灯を点灯し交通安全の啓発をすることは通過車両の速度抑止効果を大きくし、交通事故及び死亡事故の減少、最終的には交通事故の撲滅になります。
1054	10541010	原動機付自転車での二人乗り禁止の撤廃	原動機付自転車での二人乗りを認めることにする。	原動機付自転車の二人乗りを可能とすることで、通勤時の送迎による交通渋滞の緩和を図る。交通事故が発生しないように重点的講習を実施するなどしうえで、二人乗りを認める。	家族の送り迎えによる自家用車が、鉄道駅を中心とする交通渋滞の原因の一つになっており、交通行政の上から問題となっている。原動機付自転車の二人乗りを認めることが、送迎者の減少につながり、交通渋滞の緩和に大きく寄与すると考えられるが、現在は、二人乗りが禁止されている。そこで特区として提案するもの。	神奈川県	神奈川県逗子市	原動機付自転車の利用拡大による交通渋滞緩和	家族の送り迎えによる自家用車が、鉄道駅を中心とする交通渋滞の原因の一つになっており、交通行政のうえから問題になっている。そこで、原動機付自転車の二人乗り禁止制限を撤廃し、原動機付自転車の二人乗りを認めることによって、交通渋滞の緩和を図る。併せて、環境負荷の軽減も図る。
1055	10551010	信号機、道路標識等の市による設置	道路交通標識等の設置について、その権限を市長に委ねるもの。	交通規制のうち、道路標識等の設置について、まちづくり、交通計画などの観点から市が設置、変更等を行う。もって円滑な市内交通及びまちづくりを実現する。	まちづくり及び交通計画においては、道路の導線は重要な役割を果たしており円滑な交通と整然としたまちなみを実現するためには市独自の交通規制や施設整備が必要である。	神奈川県	神奈川県逗子市	まちづくり・交通計画の推進に資する交通標識等の設置	まちづくり及び交通計画の推進においては、道路の導線は重要な役割を果たすものである。これらのまちづくりを進め、円滑な交通の流れと整然としたまちなみを実現するためには市の総合的な判断による交通規制や施設整備が必要である。
1056	10561010	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第2項第1号 火薬類取締法第23条第1項及び第2項	「18歳」を「15歳」に緩和する。	国際的な大会が開催可能な岡山県クレール射撃場に限り、日本体育協会の推薦を受けた者は所持許可が受けられ、当施設内で銃器を貸与できるものとし、オリンピックなどの国際大会に参加できる能力をもった選手を育て、青少年の健全な育成と社会的自立を促進し、併せて地域振興や活性化に繋げる。	18歳に満たない者は許可できないため、国際大会規模で活躍する選手の育成を困難にしている。	岡山県	岡山県岡山市	クレール射撃競技国際大会強化選手育成構想	第60回岡山国体クレール射撃競技の誘致を機に、国際的な大会が開催可能な最新施設として、岡山県クレール射撃場が完成した。この施設の特性を生かし、オリンピックなどの国際大会規模で活躍できる優秀な選手を育成するため、現行の法律を世界各国の競技者への銃砲所持緩和状況に鑑み規制緩和し、習得力旺盛な15歳以上の若者の早期発掘を図る。併せて、岡山県クレール射撃協会と連携を取りながらクレール射撃競技のクラブチームを立上げ、組織化し、魅力あるスポーツとして定着化を進める。よって、施設の利用促進、強化選手育成、そして特色ある地域の生涯スポーツ振興や活性化に繋げようとする構想である。
1060	10601020	港湾施設である道路を走行する車両に対する制限外積載許可条件の緩和	・鉄鋼製品等の重量物を大ロットで積載できる専用架台(パレット等)輸送用車両については、港湾施設である道路を走行する場合に限って、道路交通法で定める積載重量等の制限を超えることとなる場合、および道路交通法で定める制限以外の各種通達・基準・例規等で定める制限を超えることとなる場合において、道路交通法で定める制限外積載許可を取得することが可能とする。	・臨港道路等の港湾施設である道路は、実態として不特定多数が利用するにより道路交通法が適用される。そのため、港湾施設である道路を利用するの公共岸壁までの陸上輸送では、道路交通法第57条の規程(大きさ、積載の制限等)に準拠した車両を利用する必要があるが、現行法に準拠した車両を利用する鉄鋼製品等の重量物の陸上輸送は、輸送ロットが小さくなり、港湾施設の能力に見合う大ロットでの効率的な公共岸壁までの陸上輸送ができない。また大量の車両が必要となることから通行台数増による一般交通への影響さえも懸念されるため、鉄鋼製品等の重量物の出荷の際、公共岸壁はほとんど利用できない。以上のことから、鉄鋼製品等の重量物を大ロットで積載できる専用架台(パレット等)輸送用車両については、構造改革特別区域として認定された港湾施設である道路を通行する場合に限って、制限外積載許可の取得が可能とし、港湾施設の能力に見合う大ロットで効率的な陸上輸送を実現することで、鉄鋼製品等の重量物輸送事業の効率化を図る。またこの事業を通じて、公共港湾施設の利便性の向上を図り、とん税収入・港湾施設利用料収入増等による地域の経済安定化・活性化を期す。	・アジア向けを中心とした旺盛な需要に伴い、木更津南部地区の鉄鋼関連企業は鉄鋼製品の輸出入荷能力の確保に取り組んでいるが、陸上輸送に際しては諸規制により隣接する公共港湾施設への効率的な陸上輸送ができないため、公共港湾施設をほとんど利用していない。今回、港湾物流特別区域を新設、隣接する公共港湾施設の能力と整合性のとれた陸上輸送のスケール拡大(重量物積載専用専用架台輸送用特殊車両による大ロットでの陸上輸送)を図ることにより、鉄鋼製品輸送の拡大を通じた企業経営効率化と既存の公共港湾施設の活用促進による地域経済・社会の活性化を目指す。	千葉県	新日本製鐵(株)津製鐵所	木更津南部地区物流特区構想	・アジア向けを中心とした旺盛な需要に伴い、木更津南部地区の鉄鋼関連企業は鉄鋼製品の輸出入荷能力の確保に取り組んでいるが、陸上輸送に際しては諸規制により隣接する公共港湾施設への効率的な陸上輸送ができないため、公共港湾施設をほとんど利用することができない。今回、港湾物流特別区域を新設、隣接する公共港湾施設の能力と整合性のとれた陸上輸送のスケール拡大(重量物積載専用専用架台輸送用特殊車両による陸上輸送)を図ることにより、鉄鋼製品輸送の拡大を通じた企業経営効率化と既存の公共港湾施設の活用促進による地域経済・社会の活性化を目指す。
1100	11001010	高速自動車国道を軽車両で通行可能とする	自動車に限定されている高速自動車国道の通行を、軽車両でも可能とする。	伊勢自動車道を自転車でも通行できるようにすることで、自転車によるお伊勢参りを実現し、日本全国からの誘客と、自転車文化が根付いている欧州からの旅行者の誘客を目指す。常時での通行は不可能でも、自転車で伊勢自動車道を伊勢まで走るイベントを実施することで、自転車によるお伊勢参りを実現する。	高速自動車国道を通行できるのは一定要件を満たす自動車に限定されており、軽車両である自転車は通行することができない。自転車での通行を可能にすることで、過度に自家用車に依存した観光のあり方が見直され、地球環境に配慮した21世紀型の観光スタイルが普及する。伊勢市に限って見れば、三重県の亀山市から伊勢市を通っている伊勢自動車道において自転車の通行を可能とすることで、自転車によるお伊勢参りとして、全国からの誘客を図ることができる。それは単なる観光地ではなく、新しいタイプの観光地として伊勢を復活させることができる。	三重県	伊勢自転車愛好会	自転車を活用した伊勢再生特区	自転車で動きやすいまちづくりを進めるため、地域内の道路に自転車専用レーンを設置するなどの道路改修を行うための財源として活用できる交付金を作り、地方公共団体の創意工夫が発揮できる基盤整備を可能とする。通行が自動車のみ限定されている高速道路について、自転車の通行を可能とするための規制緩和を行うことで、自家用車に過度に依存した観光スタイルから環境に配慮した新しい観光スタイルを普及させる。また、伊勢自動車道において規制緩和することで、入込客数の減少している伊勢への集客を図る。

01 警察庁(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1108	11081010	道路交通法施行令における「道路維持作業用自動車」要件の緩和と、着脱式回転灯の設置可能化	専任水防団及び水防協力団体が使用する私有車両について、その車両を限定し、堤防を使用した一般道路で行なう巡視や水防作業に限り、道路維持作業用自動車として認め、ゴムマグネット等による着脱式の黄色回転灯の装備を可能とする。	岐阜市水防団及び水防協力団体がゴムマグネット等による着脱式の黄色回転灯を装備使用し、一般車両との事故を未然に防ぎ、安全に水防活動である河川パトロール等を行う。	本市の河川堤防は堤防を使用した一般道路との役割を兼ねている場合が多く、洪水時において専任水防団及び水防協力団体が行う水防活動として堤防の巡視や漏水防止作業等は、道路維持作業として捉えることが出来る。また、このようなパトロール等に使用する車両は特定の車両ではなく、水防団員の車両を使用しているのが現況である。よって、水防団員及び水防協力団体の使用する私有車両を、道路交通法施行令第14条の2に定める「道路維持作業用自動車」として認め、マグネット等による着脱式の黄色回転灯の装備を可能とする。この特例措置により、一般車両に対する注意を喚起し、交通事故等の危険性を回避し、水防活動の安全性を確保するとともに、水防活動に対する市民の士気を高めたいと考える。	岐阜県	岐阜県岐阜市	回転灯で洪水から守る市民の安全特区	道路維持作業という使用用途から、水防団員及び水防協力団体が使用する私有車両を、道路交通法施行令第14条の2に定める道路維持作業用自動車として認め、黄色回転灯の装着を可能とし、更に私有車両という形態から、ゴムマグネット等による着脱式の黄色回転灯の装備使用を可能とする。この特例措置により一般車両に対する注意を喚起し、交通事故の危険性を回避し水防活動時の水防団員・水防協力団体の安全の向上を図るとともに、これらの活動に対する市民の士気を高めようとするものである。
1110	11101010	道路交通法等への緊急自動車の免責事項の追加	緊急自動車が交差点に進入する際、道路交通法を遵守し、最大の注意を払いながら進入したにも関わらず、注意義務を怠り、緊急自動車の接近を知りながら、交差点に進入した一般車両と衝突した場合には、緊急車両の過失割合は無しとするよう道路交通法等に緊急自動車の免責事項を設ける。	緊急自動車のより安全かつ迅速な走行及び現場到着	交差点において、注意義務を怠った一般車両との事故の際、最大限注意を払って交差点に進入した緊急自動車の過失を無しとすることにより、一般車両の運転者が緊急自動車の接近を認識した際、これまでより確実に素早く停止等を行うことが期待でき、緊急自動車がより安全で迅速に走行・現場到着できるようになるため。	岐阜県	岐阜県岐阜市	救え命、急ぐ現場へ！特区	緊急自動車が交差点に進入する際、法を遵守し、最大の注意を払いながら進入したにも関わらず、注意義務を怠った一般車両と衝突した場合には、緊急車両の過失は無しとするよう道路交通法等に緊急自動車の免責事項を設ける。また、緊急車両が接近してきた場合、例えばカーステレオやカーナビゲーションの「ブザー」が音声または光、等によって運転手へ注意喚起する装置の設置を道路運送車両の保安基準等において義務づける。これにより、緊急自動車が交差点をスムーズに走行でき、より迅速な現場到着が可能となり、住民に安全・安心を提供することができる。また一般車両との交通事故が減り機関員の安全を確保することができる。
1112	11121020	道路管理者が設置する有料道路駐車場を自動車庫として利用する特例	本市の中心市街地では、再開発事業の進展に伴い商業集積が進み、駐車場整備台数も増加傾向にありますが、小規模駐車場が多く、自家用車や社用車を保管するための車庫が不足しております。その結果、社用車を分散して保管しなければならず、業務の非効率化を招く状況も見られます。市が有料道路整備事業で設置した駐車場は530台の収容台数を有しますが、特定個人に優先的かつ独占的に車室を利用させることができないため、自動車庫として認められません。具体的には、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第一条」において、自動車保管場所の要件が明記されており、第3号の規定により、自動車の保有者が保管場所としての権原を有することが必要とされております。しかしながら、権原を有さずとも、行政財産の使用許可により場所を特定し、長期利用可能な定期券(当市では6ヶ月定期券を発行)を購入することで実質的には専用車庫として使用させることが可能と考えられます。これらの規制を撤廃し、市営駐車場を自動車庫として活用することが、地域の利便性向上、経済活動の効率化及び路上駐車車の削減に寄与すると考えられます。	事業の内容:市営駐車場の一部を自動車庫として活用。 事業による効果: ・自動車庫の確保による路上駐車車の予防 ・周辺事業者の社用車管理効率化 ・市営駐車場の利用率向上	「地方自治法」や「駐車場法」により、行政財産である市営駐車場は特定利用者に優先的独占的に使用させることができず、また、「自動車の保管場所の確保に関する法律」により、場所の特定ができない駐車場を車庫とすることは認められておりません。しかし、周辺の事業者からは、地区内最大規模の駐車場である市営駐車場を社用車の保管場所として利用したいという要望があり、また、定期券交付による定期利用は認めているため、いわゆる車庫飛ばしの原因となる可能性も指摘されております。なお、過去に公営駐車場を自動車庫として活用する提案が認められなかった経緯がありますが、これは24時間営業としないことが前提のものでした。今回の提案では、24時間営業とすることが条件であれば、そのことも含めて検討したいと考えております。	福島県	福島県郡山市	公共駐車場有効活用による自動車庫確保プロジェクト	本市の中心市街地においては、地区内の路上駐車車や交通渋滞の緩和を目的として市営駐車場を整備しております。再開発事業の進展に伴い、地区内における駐車場の整備台数は増加傾向にありますが、小規模の時間貸し駐車場が多く、自家用車や社用車を保管するための車庫が不足しております。市営駐車場は530台の駐車台数を有しますが、地方自治法、駐車場法、自動車の保管場所の確保等に関する法律などの規制により自動車庫として認められておりません。市営駐車場を自動車庫として活用し、地域の利便性向上、経済活動の効率化及び路上駐車車の削減に貢献することを提案いたします。
1190	11901010	周辺環境に調和した道路標識特区	道路標識については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により、標識板の寸法、柱の色彩および背板の色彩等に関して、全国一律に規定されている。道路標識の表示機能には影響を及ぼさない範囲において、安全かつ円滑な交通を確保できることを前提として、当該命令のうち、道路標識の標識板の寸法、柱の色彩、標識の背面の色彩等に関しては、地域特性に応じた柔軟な運用をできるようにする。	1. 寸法 現行では、道路標識のうち、規制標識及び指示標識については、特別な必要がある場合、規定の寸法の2分の1まで縮小できることとしているが、この対象を道路標識全般に拡大する。 「特別な必要がある場合」を、安全かつ円滑な交通を確保することを前提として地域の特性および事情に応じて変更可能とする。 2. 柱の色彩 現行では「原則として、白色又は灰色」としているところ、地域の特性に応じた適切な色彩を選定することが可能とする。 3. 背板の色彩及び形状・裏面の色彩 現行では、色彩は「白色又は灰色」、形状は「正方形又は長方形」としているところ、地域の特性に応じた適切な色彩および形状を選定することが可能とする。また、裏面の色彩についても、選定することを可能とする。	道路標識の表示機能には、影響を及ぼさない範囲において、安全かつ円滑な交通を確保することを前提として、寸法、柱の色彩および背板の色彩等を周辺環境に調和して柔軟に運用できれば、地域の特性に応じた魅力ある都市景観とすることが可能となる。このことにより、車窓や歩行者などの道路空間から眺めた、金沢らしい豊かな自然、歴史的街並みおよび近代的都市景観や道路空間一帯の魅力ある景観づくりを図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資する。	石川県	金沢市	「周辺環境に調和した道路標識特区」	道路標識については「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により、全国一律に規定されている。道路標識の表示機能には影響を及ぼさない範囲において、安全かつ円滑な交通を確保することを前提として、寸法、柱の色彩および背板の色彩等を周辺環境に調和して柔軟に運用できれば、地域の特性に応じた魅力ある都市景観とすることが可能となる。このことにより、車窓や歩行者などの道路空間から眺めた、金沢らしい豊かな自然、歴史的街並みおよび近代的都市景観や道路空間一帯の魅力ある景観づくりを図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資する。
1222	12221010	アーケード下の車両通行規制の緩和	商店街の上部に全開閉式のアーケードがありますが、この下を車両が通行できるようにします。	アーケードの下を車両が通行できるようにすることで、人手のない商店街の寂れた雰囲気を取り除き、さらには、人の往来を呼び起こし、昔の活気ある商店街を取り戻します。	商店街の空洞化が進んでおります。空き店舗が増えつつある中、車両の行き来がないことで、商店街の衰退化がますます進行している感を受けております。いずれアーケードは老朽化してとりはわれませんが、最低あと10年以上かかります。それを待っていると、商店街そのものがなくなる可能性は高いと考えております。	愛媛県	今治市本町1丁目商店街(町内会)	本町商店街イベント交通特区制度	商店街の再生を図るため、アーケード下で歩行者天国となっている道路について、車両通行禁止を解除し、既存の路面等を有効活用して車両通行することを認めてください。また、年間数回開催される市の各種イベントについて、通行規制をかけて道路を自由に使用できるようにする協議を数回分まとめて行えるようにしてください。

01 警察庁(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1222	12221020	商店街における車両通行禁止区域の解除(歩行者天国制度の廃止)	商店街にかかっている車両通行禁止の規制を解除し、車両通行出来る様になります。	商店街内を車両が通行できるようにすることで、人手のない商店街の寂れた雰囲気を取り除き、さらには、人の往来を呼び起こし、昔の活気ある商店街を取り戻します。	現状では商店街に車両が乗り入れられないため、駐車場付きの店舗が進出できない状態になっています。空き店舗の駐車場化や、既存の店の駐車場を持ってないデメリットの解消にもなります。	愛媛県	今治市本町1丁目商店街(町内会)	本町商店街イベント交通特区制度	商店街の再生を図るため、アーケード下で歩行者天国となっている道路について、車両通行禁止を解除し、既存の路面等を有効活用して車両通行することを認めてください。また、年間数回開催される市の各種イベントについて、通行規制をかけて道路を自由に使用できるようにする協議を数回分まとめて行えるようにしてください。
1222	12221030	現在の路面をそのまま活用した車両通行の許可	現在の路面を歩行者天国となっているため御影石を使って整備しています。この路面をそのまま活用して車両通行ができるようになります。	商店街内を車両が通行できるようにすることで、人手のない商店街の寂れた雰囲気を取り除き、さらには、人の往来を呼び起こし、昔の活気ある商店街を取り戻します。	左記の内容を実施し、商店街の活性化を図りたいと考えていますが、新たな費用をかけることなく商店街の再生を図りたいと考えています。また、歩行者も従来以上に行き来があると思うので、既存のものを有効活用したいと考えます。	愛媛県	今治市本町1丁目商店街(町内会)	本町商店街イベント交通特区制度	商店街の再生を図るため、アーケード下で歩行者天国となっている道路について、車両通行禁止を解除し、既存の路面等を有効活用して車両通行することを認めてください。また、年間数回開催される市の各種イベントについて、通行規制をかけて道路を自由に使用できるようにする協議を数回分まとめて行えるようにしてください。
1222	12221040	イベント時における道路使用・占用許可の緩和(上記提案が認められた場合)	イベント時における道路使用・占用許可の緩和	えびすぎれ(2月上旬)、春まつり(5月上旬)、土曜夜市(7~8月毎週土曜日、夜)、商人まつり(10月上旬)、おんま(8月上旬)といった、毎年開催される年5~6回イベントの実施に際して、数回分をまとめて協議できるようにしてください。	現在は歩行者天国ですが、車両が通行するようになると、原則として従来のイベントが出来なくなります。その場合の道路占用許可について、時期等を明確にした上で数回分をまとめて協議できるよう、許可手続きの緩和をお願いします。	愛媛県	今治市本町1丁目商店街(町内会)	本町商店街イベント交通特区制度	商店街の再生を図るため、アーケード下で歩行者天国となっている道路について、車両通行禁止を解除し、既存の路面等を有効活用して車両通行することを認めてください。また、年間数回開催される市の各種イベントについて、通行規制をかけて道路を自由に使用できるようにする協議を数回分まとめて行えるようにしてください。
1273	12731010	再開発特区	昨今の社会経済情勢の低迷が長期化する中、個性豊かな魅力ある地域づくりの推進が各地域の緊急の課題となっており、地域づくりの担い手である地元事業者の保護と公共施設の導入による地域の活性化を自途とし再開発事業等の都市計画事業実施において、同一建物内の別フロアに事業実施前から営業している風俗営業店(パチンコ店)と公共施設を設置するもの。	再開発事業等の都市計画事業の実施において、既に営業している風俗営業店(パチンコ店)の新たな風俗営業の許可等について風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条第2項の適用を除外する。	昨今の社会経済情勢の長期低迷に伴い、個性豊かな魅力ある地域づくりの推進が各地域の緊急の課題となっており、課題達成の一つの手段である再開発事業等の実施により地域づくりの担い手である地元事業者(パチンコ店)の保護と利用度の高い公共・公益施設の導入により、事業の円滑な推進を図ると共に地域の活性化を図るもの。	千葉県	千葉県市川市	再開発特区	再開発事業等の都市計画事業に限定し、公共・公益施設と別フロアに設置する風俗営業店については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条第2項における水平距離の基準を適用しない。
1277	12771010	刑法に規定している、賭博罪、及び風適法等の規制緩和	刑法35条を適用し、刑法 第185条-187条 2風適法の7号、8号営業等を緩和し当該地域に事業の主なる活動拠点としその事業を行うためのサーバーを設置する。	サイバーゲーミング・ビジネスの運営	このビジネスは初期投資が比較的低く、又事業開始が速やかに行える為、災害地域の復興に対応する事が出来る。この事業よりの収益を当該地域に還元し復興にすばやく寄与する事が出来る。	東京都	株式会社東京総合研究所、日本ニュービジネス協議会連合会	災害認定地区復興プロジェクト	災害認定地域を特区としその地域にサイバーゲーミング・ビジネスのサーバーの設置、その事業よりの収益に対して新たな災害復興税等設定しそれを地方公共団体に納め、当該地域の復興に助する。
1309	13091020	非常時の信号機給電対策	主要な交差点における交通信号機の非常時の対策としては、ディーゼルの非常用発電機が義務づけられている。非常用発電機は、定期的に一定時間の運転を確認しなくてはならず、排ガスも出すことから、自然エネルギー利用の信号機が求められている。しかし、信号機の警察庁仕様にはバッテリーや自然エネルギーの利用が認められていないために、エネルギーの無駄使いが行われている。	商用電源だけで、信号機を動かさなければいけないという仕様を撤廃し、太陽光や風力等の自然エネルギーを利用して発電した電力を利用できる交通信号を設置する。そして、現在の制御部分を徹底省エネ化して、バッテリーに蓄えた電力でLED照明や制御部分をまかなえるならば、災害時でも数日間の給電が可能になる。自然エネルギー利用の信号機は、警察庁ばかりでなく国土交通省、経済産業省等で協議の上設置基準をつくらなければならない。	現在の道路交通法は安全一本やりで省エネや街の活性化、ならび新たな産業という発想がほとんど無かった。そしてまだ古い信号機は定期的にランプ交換があり、警察退職者関連の大事な仕事?なのでLED信号機さえ、なかなか普及が遅れているのが実態である。ところが防災面から考慮した場合、バッテリーと連動させて電力運用するのでその容量や電源の省エネ化にもよるが数日間、信号機を安定稼働させることが可能になる。(農工大省エネプロジェクトでも研究テーマとして申請済み)また、バッテリーを安価な液入り方式とすればランプ交換に替わる仕事も残せ、地域経済発展に大いに貢献すると判断される。	東京都	特定非営利活動法人 地球環境融合センター	街ごと省エネプロジェクト(グリーンリサイクルングシステム)	自治体が、公共施設のエネルギー削減や施設管理費を削減する事業を地域協議会に委託する。地域協議会は、第三者機関としてエネルギー選別監視センターを設置し、ITを用いたエネルギーマネジメントで公共施設管理を行う。公共施設が削減した省エネ量は、そのまま協議会に寄付し、「街ごと省エネ」の原資とする。そして、投資ゼロで省エネの(コスト削減)恩恵を受けた事業者や家庭は、半額を協議会に戻し自治体の環境事業に還元させる。

01 警察庁(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1314	13141010	タンデム自転車及び特殊三人乗り自転車の普通自転車としての認定	<p>道路交通法施行規則第9条の2(普通自転車の大きさ及び構造)の規定のうち、1号に定める車体の大きさの規定を現行の「イ 長さ百九十センチメートル、ロ 幅六十センチメートル」から「イ 長さ二百五十センチメートル、ロ 幅九十センチメートル」に緩和する。2号に定める車体の構造のうち乗車装置の数の規定を現行の「ロ 1の運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く)を備えていないこと。」から「ロ 1の運転者席以外の乗車装置(幼児用及びタンデム同乗者用ならびに特殊三人乗り自転車における前カゴ内に取り付ける児童用を除く)を備えていないこと。」に緩和する。</p>	<p>現在佐賀市が推進している「自転車利用環境整備基本計画」に基づき、環境に優しく、視覚障害者も外出の楽しみとスポーツの爽快感を感じることができるタンデム(2人乗り)自転車や、環境に優しくスローツーリズムによる観光振興にも寄与する特殊3人乗り自転車(ソガンス)が、危険な幹線道路などの車道部を走行する事なく、安全で快適に整備された歩道を走行する事が可能となる。</p> <p>空き店舗を利用したチャレンジショップで市販されるタンデム自転車や廃棄自転車のリサイクルで作製される特殊三人乗り自転車のレンタル事業等により移動手段として障害者や子供連れの観光客等に提供する。</p>	<p>本件は当初、佐賀市から公安委員会が制定する佐賀県道路交通法施行細則における自転車の乗車定員の緩和を求める県版特区として提案を受け検討を行った。しかし仮に乗車定員のみを緩和したとしても、交通ひんばんな道路においては、これらの普通自転車の規格を超える自転車は軽車両として扱われるため、歩道が整備された道路においても車道しか走行できないことが判明した。このため本提案により、整備された歩道を走行できることと相まって乗車定員の規定を同時に施行細則において緩和することにより、安全性を確保しつつ環境保護や障害者の楽しみや観光振興に寄与する事業が可能となる。</p>	佐賀県	佐賀県	タンデム&三輪自転車快走特区プロジェクト	<p>タンデム自転車や特殊三人乗り自転車が普通自転車とされることにより、歩行者と共存可能な安全で快適に整備された歩道を走行可能歩道に指定することによって、環境に優しく、視覚障害者も外出の楽しみとスポーツの爽快感を感じることができるタンデム自転車や、環境に優しくスローツーリズムによる観光振興にも寄与する特殊3人乗り自転車が、幹線道路などの危険な車道走行をする事なく、安全で快適に整備された歩道を走行する事が可能となり、自転車のまち佐賀市として活性化を図ることができ</p>